

事務連絡
令和5年6月29日

保育所
幼保連携型認定こども園
地域型保育事業所
認可外保育施設 代表者 様

川口市子ども部子ども総務課長

「令和5年度保育所等における新型コロナウイルス感染症対策にかかる支援について」の
一部改正について

平素より、本市の児童福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国の事業実施要綱の一部改正に伴い、令和5年3月30日に発出した事務連絡「令和5年度保育所等における新型コロナウイルス感染症対策にかかる支援について」を一部改正いたします。

なお、国の事業実施要綱の内容について、今後新型コロナウイルス感染症に係る「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置づけの見直し等により変更が生じる可能性がある旨の通知があり、事業内容を再度変更する場合がありますので、その場合は改めてお知らせいたします。

【主な変更内容】

補助対象経費を以下のようにするものです。

- (旧) 新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続的に実施していくために必要な経費
- (新) 新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続的に実施していくために必要な経費

問い合わせ先

(公設民営保育所、地域型保育事業所)

保育運営課庶務係 048-258-4096

(民設民営保育所、幼保連携型認定こども園)

保育幼稚園課給付係 048-271-9336

(認可外保育施設)

子ども総務課政策係 048-252-0270